

令和4年度庁外施設定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

庁外施設定期監査

2 監査実施期間

令和4年9月1日（木）から10月19日（水）まで

3 監査の対象

令和3年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況

4 監査対象施設及び日程表

別添「令和4年度庁外施設定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び着眼点

庁外施設定期監査は、令和3年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を着眼点として実施した。

- (1) 施設の管理及び運営は適正に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 現金の保管・取扱い及び財産・物品の管理は適正に行われているか。
- (4) 事務事業は合理的かつ効率的に運営されているか。
- (5) 従前の指摘事項が是正されているか。

6 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

- (1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア 短期間での任用が継続した会計年度任用職員（代替スタッフ）の年休付与について、任用期間を更新する都度年休を付与すべきところ、1回目の任用時にまとめて全期間分を付与したことにより、本来の付与日数を超えて年休を取得したため、報酬の返還が必要となったものがあった。

（保育課：南保育園）

イ 会計年度任用職員の通算任用年度の計算の際に当初採用年度を含めておらず、年休を少なく付与した。そのうち年休の残日数が無く私事欠勤扱いとなり報酬が減額されていたものについては、4年度に追加支給する必要が生じた。

（保育課：大岡山保育園）

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

会計年度任用職員について、定期券等の調整に誤りがあり、旅費の支給額に過払いが生じたものがあった。

（子育て支援課：五本木住区センター児童館）

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 資金前渡受者用現金出納簿について、前渡金の戻入を翌月に行っていたにもかかわらず、戻入分も当月分に含めて月締めの処理をしているものがあった。

（子育て支援課：原町住区センター児童館学童保育クラブ）

イ 事案決定手続規程では、30万円以上の報償費の支出は部長が決定することと定められているが、課長により決定されたものがあった。

（障害者支援課：児童発達支援センター（すくすくのびのび園））

ウ 法人に支払いをした報酬について、法定調書が作成されていないものがあった。

（障害者支援課：児童発達支援センター（すくすくのびのび園））

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 施設総合管理委託において、再委託が行われていたにもかかわらず、再委託承諾の手続を行っていなかった。また、再委託業者から提出された報告書について、保存されていないものがあった。

（障害者支援課：児童発達支援センター（すくすくのびのび園））

イ 契約書に添付されている委託仕様書に、委託料上限額が記載されているものがあつた。

（生涯学習課：青少年プラザ）

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業展開上の工夫に基づく今後の充実等について

3年度は、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が4月から7月まで及び4年1月から3月までの間で、また、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が4月から9月までの間で、断続的になされた。これらの期間において、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の感染者数に係る急激な増加の時期があり、また、コロナの変異株に応じた特徴やコロナのワクチン接種状況などにより、対応すべき事項等の変化も見られた。

児童館・学童保育クラブ及び保育園における子ども同士や子どもと職員の会話については、コロナへの対応に係る状況変化もある中で、マスクを着用した状態での控えめなものが中心となっていた。コミュニケーションの制約が懸念される中、職員においては、目や顔全体、さらに身体による豊かな表現及び気持ちを込めた発言などを心掛けることで、子どもがその姿勢を感じて好意的に反応する姿があった。コミュニケーションの工夫と大切さに改めて気付いた事例が複数の館や園で紹介された。

4年度に入り、上記の施設においては、コロナへの対応もさらに変化し、コロナ対策を講じつつ行事が展開できる事例が増えていた。コロナが生じる前の直接的なコミュニケーションの良さも改めて実感したことや、コロナ流行の中で試行錯誤して気付いた新たな方法等を、また、導入を進めているICTの活用をさらに有効にすることや職員間のコミュニケーションを高めて能力向上を図ることも含め、子どもへの支援の多様化に資する観点から、各施設と施設所管課との間で検討等が深まるように努められたい。なお、子どもの居場所に対するニーズの高まりを踏まえ、日常的に過ごす時間の増加を背景とした課題等についても検討に努められたい。

青少年プラザ及び社会教育館では、事業展開において、中止や休止が多くなるような工夫に努めていた。例えば、従前は午前及び午後を通して行っていた事業について、半日で完結させるための時間と内容の凝縮化をはじめ、募集定数の減、予約制による分散開催、代替事業の企画などがあった。なお、こうした取組には、関係者、関係機関との調整も重要であった。3年度の工夫は、4年度の企画にも生かされていることがうかがえた。コロナへの対応として、制約条件がある中での工夫ではあったが、事業展開を多様化させる機会として、これらの取組の成果を踏まえていくよう今後も努めて欲しい。

すくすくのびのび園においては、就学前の幼児への療育を行う児童発達支援センターとしての役割があり、また、発達に支援の必要な18歳未満の子どもと家族への相談支援や地域の施設への援助・助言を行う事業を実施している。当該施

設が子どもと家族にとって日々のより所となっていることを踏まえ、コロナに伴う初期対応の時期を除き、休止することなく続ける努力をしていることがうかがえた。対面相談をはじめ事業への高まる需要があることから、多様な子育てや福祉の資源及び学校教育との連携等を深め、施設所管課と密に情報共有しながら、業務を支える事務処理や行財政資源等の充実の観点も含めて取組に努めていただきたい。

(障害者支援課、子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

イ 危機管理について

各施設においては、危機管理マニュアル等が整備され、様々な事態を想定した訓練も定期的に行われ、地震・水害・火災対策や防犯・不審者対策など危機管理に努めていることがうかがえた。また、複合施設である場合には、構成施設が連携して訓練に取り組む機会も設けられている。

児童館・学童保育クラブでは、施設利用の子どもも交えた訓練をしているが、例えば、「不審者」ということについて年齢層に応じた理解をしてもらう工夫が必要とのことであった。訓練の目的について子どもの理解が促進され、その有効性が高まる方策を深めていただきたい。

保育園では、各種のマニュアルに基づき、定期的な訓練や日々の業務での確認行為などを励行している。例えば、園外での子どもの散歩等では、職員の配置や分担を明確にした上で、園児数の確認と園への報告などを行動の節目で行っていた。他自治体での事故事例などがあった場合には、改めてマニュアル等の確認を行うなど、対策の確実な実施に努められたい。

今後も、各施設で訓練の機会を有効に生かして行って欲しい。

(障害者支援課、子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

(2) 個別事項

ア 服務・給与事務等について

服務・給与事務等については、おおむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項が生じた施設があった。

事務処理の誤りは、まだなお見られる。児童館や保育園などでは、欠員への対応に伴う会計年度任用職員の活用において、その配置の時期や勤務形態の多様さもあることから、規定の読み込みが不十分になってしまう点が挙げられる。また、施設長や担当者間での引継ぎが十分になされていない例もあった。

服務・給与事務等は事務運営の基本であることから、丁寧な事務の引継ぎや担当者に対する研修、事務処理マニュアルの再確認、また、施設所管課との相互確認を適時適切に行うなど、適正な事務処理が図られるよう、なお一層留意されたい。

(子育て支援課、保育課：各施設)

イ 契約・会計事務処理について

契約・会計事務処理については、指摘事項として掲げたとおり、不適正な事務処理が複数の施設で見受けられた。

今回の監査で指摘を行った施設はもとより、指摘の無かった施設についても、所管課長においてはこれらの事務に係る事務処理マニュアルの周知徹底を再度図り、不適正な事務処理が発生する原因をよく考慮して、職員の異動に伴う引継ぎ時や監査実施後等において、所管する全ての施設に対し適切に指導されたい。特に、専門職中心で構成される施設所管課長は、施設とも連携し、より丁寧な指導や点検に努め、適正な事務処理が図られるよう留意されたい。

各施設では、マニュアルや関係文書を絶えず参照しての事務処理の徹底やダブルチェック体制の整備、予算の見積りに基づいた契約事務の計画的な執行等を図ることが改めて求められる。

(障害者支援課、子育て支援課、生涯学習課：各施設)

ウ 施設の点検報告の徹底による修繕等への反映について

各施設に係る所要箇所のみならず6か月点検については、文書をもって当該施設の所管部局や施設課に報告等され、また、日ごろからの情報連絡等により、修繕等につながる取組がされていることがうかがえた。

そうした中、児童館・学童保育クラブの一部の施設において、6か月点検に基づく報告の回数が不足している例があった。これについては、施設所管課との確認等をはじめ、複合施設全体のとりまとめ所管課との連携や確認についても、不足していた部分があったことなどがその背景にあった。定期的な点検は実施していたとしても、報告の形により、その後の修繕等を判断する有効な根拠になることから、定められた方法に則って実施して欲しい。なお、各施設及び施設所管課の双方で、点検実施の確認を励行するよう努められたい。

(子育て支援課：各施設)

3 まとめ

今回の庁外施設定期監査の結果から、ほとんどの施設において、その維持管理及び事務処理等に大きな問題は見られず、おおむね適切に行われていることが確認できた。

複数の施設で見受けられた事務処理の誤りなどに関しては、今回指摘を受けた施設だけでなく、各施設所管課において、それらが発生する原因をよく考慮し、職員の異動時の引継ぎ等の機会をとらえ、注意を喚起することが求められる。

施設に係る様々な需要に応えるため、新たな取組が求められているが、人財は限られている。その中で、多様な地域資源を活用しながらよりよく連携等を行うことが大切である。施設の事業推進等を支える所管課は、各施設の実情をこまめに把握し、また、相互に情報共有し連携を図りながらニーズに応じた取組としていくことを要望する。

以 上